

令和6年度

高岡市被災者新生活応援事業について

■事業概要

令和6年能登半島地震で被災した地域コミュニティの維持・再生に向けて、同一地域内で新耐震基準等を満たす一戸建ての中古住宅を取得した世帯について、改修工事を行った場合の費用を支援します。

■補助要件

以下の①～④の要件をすべて満たすこと

- ① 居住していた住宅が罹災証明書で「一部損壊」以上の判定（「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「一部損壊」）を受けた世帯であること
- ② 令和6年1月1日から令和8年3月31日までの間に、被災時に居住していた高岡市内の中学校区と同一中学校区内で一戸建ての中古住宅を取得していること
- ③ 取得した中古住宅が昭和56年6月以降に建築されたこと、または耐震改修等を行っていること
- ④ 取得した中古住宅について、居住性の向上に必要な工事を行っていること

◎ 居住性の向上に必要な工事（例）

○ 補助対象となる改修工事	× 補助対象外となる改修工事
□ 台所、トイレ、浴室、洗面所等の改修 （水栓金具、便器、洗面台のみの取替も含む） ※便座のみの取替は除く □ 増改築及び間取りの変更 （新築及び建替えを除く） □ 外装（屋根・外壁）の張替、塗装及び補修 □ 内装（床・壁・天井）仕上材の張替及び補修 □ 建具の取替及び補修 □ 段差解消、手すり設置（玄関ポーチも含む） □ 電気工事、給排水工事 など	■ 移動又は取り外しが可能な機器等の購入、設置費用 （エアコン、卓上コンロ、照明器具、火災報知器、便座のみの取替、など） ■ 外構工事（門、車庫、物置、カーポート、造園、外部土間コンクリート、融雪設備等） ■ 家財の処分や移動にかかる費用 ■ TV アンテナ設置、ケーブル引き込み ■ シロアリ駆除（薬剤処理、床下換気扇など） ■ 居住以外の用に供する部分の工事（店舗など） ■ DIY 工事（自らが代表を務める会社も含む） など

※ 上記以外で対象の可否が不明な工事については事前にお問合せください

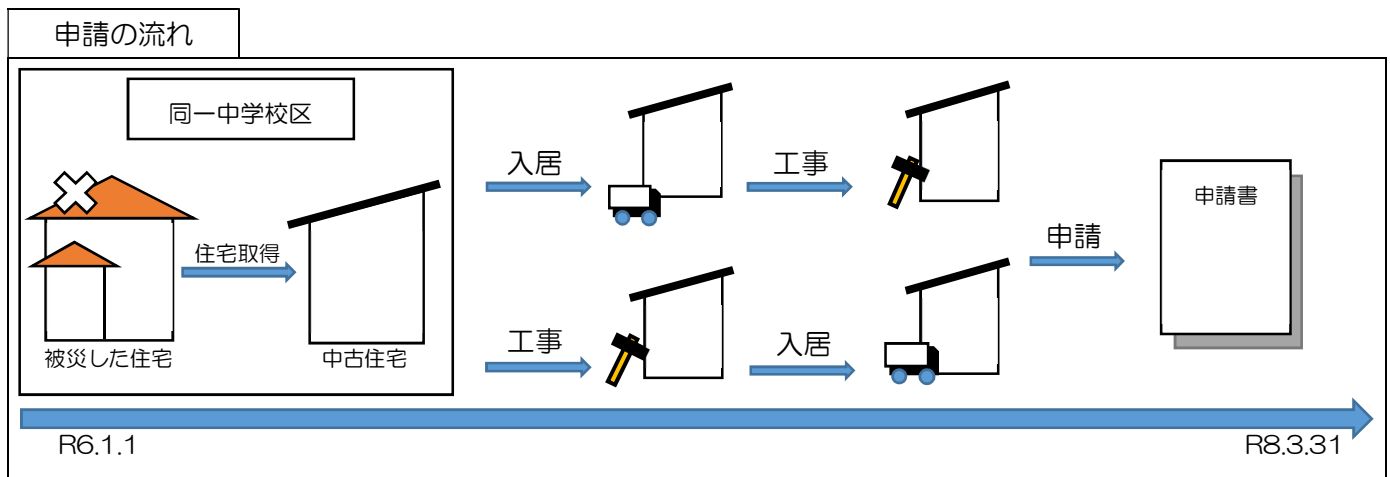
■補助対象経費

取得した中古住宅について行った居住性の向上に必要な改修工事費用（税抜） ※購入費は含みません

■補助金額

対象経費の額（上限20万円）

※当該額に1000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額



■申請期限

令和8年3月31日（火曜日）まで

■申請時の必要書類

- (1) 高岡市被災者新生活応援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 建物位置図
- (3) 改修工事見積書の写し（工事内容の内訳が分かるもの ※施工箇所：単価×数量など）
- (4) 施工箇所がわかる図面等（平面図、立面図、間取図などに図示）
- (5) 改修に要した費用の支払いが確認できる書類の写し（領収書など支払者、支払先、金額がわかるもの）
- (6) 取得した建物の登記事項証明書（原本）
- (7) 取得した建物の耐震性が確認できるもの（検査済証、木造住宅耐震改修支援事業交付決定通知書など）
- (8) 完工後の写真（外観及び補助対象工事施工箇所すべて）
- (9) 世帯全員の住民票
- (10) 罹災証明書の写し

（申請者が罹災証明書の世帯主と異なる場合は同居していたことが分かるもの等をあわせて提出）

この他、必要に応じて追加の書類提出を求める場合があります

■その他の注意事項

- ・補助金の交付は一世帯につき1回限りです
- ・他の制度を利用した場合において、同一施工箇所については補助の対象とすることができません

例：玄関ドアの交換について、同じ箇所ではたかおか暮らし支援事業と本事業を併用する → 不可
 玄関ドアの交換はたかおか暮らし支援事業を、玄関タイルの張替は本事業を利用する → 可

■相談・申請の窓口について

高岡市役所6階 都市創造部 建築政策課 住宅政策係

電話：0766-30-7291（平日8：30～17：15） FAX：0766-20-1477

メールアドレス：kentiku@city.takaoka.lg.jp

申請書のダウンロードは

こちらから↓↓

